

## 2 民間給与関係資料

### 平成20年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成20年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の都内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された9,532事業所

##### イ 調査対象職種

78職種（うち初任給関係職種19職種）

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から1,066事業所を無作為に抽出選定した。調査の完了した事業所は第10表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

##### ウ 調査実人員

47,199人（うち初任給関係職種6,974人）

第10表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	1,000人以上 (1,000人～)	100人以上 1,000人未満 (100人～999人)	100人未満 (50人～99人)
	事業所	事業所	事業所	事業所
漁業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	91	33	46	12
建設業	208	80	95	33
製造業	204	53	108	43
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	149	40	84	25
卸売業、小売業	82	40	34	8
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	91	21	57	13
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業	825	267	424	134
計				

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が241あった。

**第 11 表 民間における昇給制度の状況**

項 目 役職段階	昇給制度あり	昇 給 制 度 の 内 容			昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		一般従業員	84.9 %	29.4 %	
管理職(課長級)	70.3 %	19.1 %	60.6 %	35.5 %	29.7 %

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

**第 12 表 民間における定期昇給の実施状況**

項 目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施	定期昇給実施の内訳			定期昇給停止	定期昇給制度なし
			増 額	減 額	変化なし		
			一般従業員	78.3 %	75.5 %		
管理職(課長級)	59.8 %	57.2 %	19.9 %	6.3 %	31.0 %	2.6 %	40.2 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

**第 13 表 民間における特別給(賞与)の配分状況**

	管 理 職 ( 課 長 級 )		一 般 従 業 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬 季	49.6 %	50.4 %	56.8 %	43.2 %

**第 14 表 民間における特別給(賞与)の支給状況**

区 分	企業規模	規 模 計		
		1,000人以上 (1,000人~)	1,000人未満 (50人~999人)	
平均所定内給与月額	下半期	407,163 円	435,334 円	370,902 円
	上半期	408,340 円	436,893 円	371,069 円
特別給の支給額	下半期	930,192 円	1,089,148 円	724,848 円
	上半期	905,063 円	1,061,253 円	701,642 円
特別給の支給割合	下半期	2.28 月分	2.50 月分	1.95 月分
	上半期	2.22 月分	2.43 月分	1.89 月分
	年間計	4.50 月分	4.93 月分	3.84 月分

(注) 下半期とは平成19年8月から平成20年1月まで、上半期とは平成20年2月から7月までの期間をいう。  
備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.50月である。

## 第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,860 円
配 偶 者 と 子 1 人	21,381 円
配 偶 者 と 子 2 人	27,508 円

(注) 1 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額、家族手当が平成18年以降改定された事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,500円、配偶者以外については、1人目及び2人目がそれぞれ6,000円、3人目が5,000円である。なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人につき、4,000円が加算される。

### 参考

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	14,501 円
配 偶 者 と 子 1 人	20,188 円
配 偶 者 と 子 2 人	25,130 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所全体を対象とした。

## 第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	61.3 %
非 支 給	38.7 %

## 第 17 表 民間における所定労働時間の状況

区 分	1 日 単 位	1 週 間 単 位
平均所定労働時間数	7 時間 4 0 分	3 8 時間 2 7 分

(注) 平均所定労働時間数は、事務・管理部門の所定労働時間である。

### 参考

区 分	1 日 単 位	1 週 間 単 位
平均所定労働時間数	7 時間 3 9 分	3 8 時間 2 7 分

(注) 1 平均所定労働時間数は、事務・管理部門の所定労働時間である。

2 平成18年から20年の3年間の平均である。

第 18 表 公民給与比較の対応関係

行政職給料表 (一)	企 業 規 模		
	1,000人以上 (1,000人～)	100人以上1,000人未満 (100人～999人)	100人未満 (50人～99人)
8 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
7 級		支店長、工場長、 部長、部次長	
6 級	課 長		支店長、工場長、 部長、部次長
5 級	課 長 代 理	課 長	課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級	主 任	係 長	係 長
2 級	係 員	主 任	主 任
1 級		主 任、係 員	主 任、係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直屬し、直屬の部下を有する主任については、係長に含めている。

第 19 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000人以上 (1,000人~)	100人以上 1,000人未満 (100人~999人)	100人未満 (50人~99人)
			円	円	円	円
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	201,154	199,942	200,742	206,300
		短 大 卒	174,517	166,116	176,230	190,978
		高 校 卒	163,861	161,204	161,974	191,500
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	202,455	201,231	201,852	205,540
		短 大 卒	180,700	172,650	182,871	180,370
		高 校 卒	164,919	157,633	166,484	169,786
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	201,501	200,240	201,025	206,005
		短 大 卒	176,294	167,167	178,105	185,290
		高 校 卒	164,269	160,252	163,938	181,593
新 卒 研 究 員		大 学 卒	209,981	205,539	215,000	-
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	-	-	-	-
		高 校 卒	-	-	-	-
準 新 卒 医 師		医 大 卒	343,993	-	343,993	-
準 新 卒 薬 剤 師		大 学 卒	205,207	204,469	206,000	-
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師		短 大 卒	-	-	-	-
新 卒 栄 養 士		短 大 卒	-	-	-	-
準 新 卒 看 護 師		養 成 所 卒	204,237	196,123	247,000	-
準 新 卒 准 看 護 師		養 成 所 卒	198,752	-	198,752	-
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	-	-	-	-
新 卒 大 学 助 手		大 学 卒	320,000	320,000	-	-
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	212,233	-	212,233	-
新 卒 船 員		海 員 学 校 卒	237,800	-	-	237,800

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成19年度中に資格免許を取得し、平成20年4月までの間に採用された場合をいう。  
なお、医師については、平成17年3月医大卒業後、平成17年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成20年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 印のあるものは、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

## 第 20 表 企業規模別、職種別平均給与額等

### その1 全 職 種

#### 事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		49.5	832,159	832,159	0	構成員50人以上の支店(社)の長
事 務 部 長		50.5	708,751	708,751	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長		49.3	666,113	666,113	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長		45.1	590,380	585,415	4,965	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理		41.6	538,351	484,530	53,821	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長		40.4	482,118	420,331	61,787	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任		35.6	438,680	364,260	74,420	
事 務 係 員		32.2	330,187	281,710	48,477	
工 場 長		50.8	805,401	805,401	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		51.4	668,232	668,232	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長		50.2	635,275	635,275	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技 術 課 長		44.2	555,129	548,147	6,982	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理		40.8	463,207	421,456	41,751	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長		39.6	461,001	377,347	83,654	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
技 術 主 任		35.3	404,574	322,261	82,313	
技 術 係 員		31.1	330,971	278,191	52,780	

(注) 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない。(第20表においてすべて同じ。)

### 研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
研 究 所 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長
50.0			731,192	731,192	0	
研 究 部 ( 課 ) 長		歳	円	円	円	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
47.7			675,020	671,932	3,088	
研 究 室 ( 係 ) 長		歳	円	円	円	構成員3人以上の室(係)の長
48.6			669,279	660,703	8,576	
主 任 研 究 員		歳	円	円	円	下記研究員より上位の者
40.1			497,148	421,719	75,429	
研 究 員		歳	円	円	円	
33.3			374,230	337,389	36,841	
研 究 補 助 員		歳	円	円	円	
-			-	-	-	

### 医療関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
病 院 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師5人以上
59.4			1,512,607	1,512,607	0	
副 院 長		歳	円	円	円	院長に事故等のあるときの職務代行者
54.5			1,069,312	1,069,312	0	
医 科 長		歳	円	円	円	部下に医師又は歯科医師1人以上
49.3			1,094,970	924,446	170,524	
医 師		歳	円	円	円	
42.0			947,922	865,619	82,303	
歯 科 医 師		歳	円	円	円	
51.0			900,849	771,313	129,536	
薬 局 長		歳	円	円	円	部下に薬剤師2人以上
50.5			514,081	500,262	13,819	
薬 剤 師		歳	円	円	円	
35.4			353,745	317,430	36,315	
診 療 放 射 線 技 師		歳	円	円	円	
40.8			429,561	388,547	41,014	
臨 床 検 査 技 師		歳	円	円	円	
41.2			409,132	364,442	44,690	
栄 養 士		歳	円	円	円	
38.5			355,958	319,535	36,423	
理 学 療 法 士		歳	円	円	円	
32.5			315,577	291,180	24,397	
作 業 療 法 士		歳	円	円	円	
29.9			286,876	272,447	14,429	
総 看 護 師 長		歳	円	円	円	部下に看護師長5人以上
57.8			634,013	634,013	0	
看 護 師 長		歳	円	円	円	部下に看護師又は准看護師5人以上
45.9			471,399	429,288	42,111	
看 護 師		歳	円	円	円	
31.5			348,716	291,023	57,693	
准 看 護 師		歳	円	円	円	
43.9			352,409	294,204	58,205	

### 教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
大 学 学 長		70.8	1,211,952	1,211,952	0	
大 学 副 学 長		59.1	1,012,634	1,012,634	0	
大 学 学 部 長		59.3	793,856	793,856	0	
大 学 教 授		54.5	727,664	724,599	3,065	
大 学 准 教 授		44.8	553,247	551,423	1,824	
大 学 講 師		38.7	476,635	468,418	8,217	
大 学 助 教		37.1	425,958	391,537	34,421	
大 学 助 手		30.8	439,380	439,380	0	
高 等 学 校 校 長		61.2	749,281	749,281	0	
高 等 学 校 教 頭		58.8	702,486	702,486	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭		59.0	704,050	704,050	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭		-	-	-	-	
高 等 学 校 教 諭		42.3	491,148	491,148	0	

### 海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		54.7	922,789	922,789	0	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		45.8	853,437	770,014	83,423	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		48.6	638,889	458,019	180,870	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		25.0	516,396	367,114	149,282	
運 航 士		-	-	-	-	
甲 板 長 ・ 操 機 長		54.0	624,346	368,560	255,786	
甲 板 手 ・ 操 機 手		48.3	506,590	321,636	184,954	
甲 板 員 ・ 機 関 員		23.0	292,886	235,005	57,881	

### 技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
電 話 交 換 手		48.5	381,483	345,935	35,548	見習、外国語の電話交換手を除く
自家用乗用自動車運転手		53.2	480,099	372,855	107,244	
守 衛		50.5	413,413	367,021	46,392	
用 務 員		50.3	309,693	307,058	2,635	



## その2 公民給与比較の対象職種

### 事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		49.8	847,426	847,426	0	構成員50人以上の支店(社)の長(8級)
事 務 部 長		50.6	742,209	742,209	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職(8級)
事 務 部 次 長		49.7	698,488	698,488	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職(8級)
事 務 課 長		44.9	609,102	604,725	4,377	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職(6級)
事 務 課 長 代 理		41.2	569,433	507,048	62,385	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直屬 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直屬し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職(5級)
事 務 係 長		40.6	515,015	445,052	69,963	課長又は課長代理等に直屬し直屬の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職(4級)
事 務 主 任		35.2	453,898	373,744	80,154	(3級、一部は4級)
事 務 係 員		32.6	347,355	293,302	54,053	(1級、2級)
工 場 長		49.1	833,604	833,604	0	構成員50人以上の工場の長(8級)
技 術 部 長		52.1	707,793	707,793	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職(8級)
技 術 部 次 長		50.8	706,964	706,964	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職(8級)
技 術 課 長		43.8	573,089	569,106	3,983	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職(6級)
技 術 課 長 代 理		40.7	466,955	438,991	27,964	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直屬 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直屬し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職(5級)
技 術 係 長		39.2	469,771	376,750	93,021	課長又は課長代理等に直屬し直屬の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職(4級)
技 術 主 任		34.8	433,184	333,125	100,059	(3級、一部は4級)
技 術 係 員		31.7	350,494	294,873	55,621	(1級、2級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		47.3	708,886	708,886	0	構成員50人以上の支店(社)の長(7級)
事 務 部 長		50.4	652,667	652,667	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職(7級)
事 務 部 次 長		49.0	639,512	639,512	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職(7級)
事 務 課 長		45.6	556,791	550,152	6,639	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職(5級)
事 務 課 長 代 理		42.7	465,714	432,875	32,839	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職(4級)
事 務 係 長		40.5	435,067	384,547	50,520	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職(3級)
事 務 主 任		36.3	413,739	350,181	63,558	(1級、2級、一部は3級)
事 務 係 員		31.7	313,674	269,913	43,761	(1級)
工 場 長		-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(7級)
技 術 部 長		50.6	604,353	604,353	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職(7級)
技 術 部 次 長		49.8	568,100	568,100	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職(7級)
技 術 課 長		45.2	515,082	501,111	13,971	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職(5級)
技 術 課 長 代 理		40.4	464,348	391,477	72,871	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職(4級)
技 術 係 長		39.7	449,460	375,457	74,003	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職(3級)
技 術 主 任		35.7	379,766	312,217	67,549	(1級、2級、一部は3級)
技 術 係 員		30.6	314,833	263,844	50,989	(1級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である。

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
支 店 長		歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(6級)
事 務 部 長		47.8	588,608	588,608	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職(6級)
事 務 部 次 長		46.5	500,649	500,649	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職(6級)
事 務 課 長		42.7	442,411	440,159	2,252	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職(5級)
事 務 課 長 代 理		40.7	385,811	365,435	20,376	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直屬 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直屬し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職(4級)
事 務 係 長		38.3	394,354	356,104	38,250	課長又は課長代理等に直屬し直屬の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職(3級)
事 務 主 任		36.6	361,242	307,945	53,297	(1級、2級、一部は3級)
事 務 係 員		31.8	282,986	253,774	29,212	(1級)
工 場 長		57.0	700,000	700,000	0	構成員50人以上の工場の長(6級)
技 術 部 長		46.0	587,206	587,206	0	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職(6級)
技 術 部 次 長		44.9	495,306	495,306	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職(6級)
技 術 課 長		46.0	505,469	494,189	11,280	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職(5級)
技 術 課 長 代 理		43.0	422,965	412,135	10,830	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直屬 し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直屬し 部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職(4級)
技 術 係 長		42.4	449,333	388,829	60,504	課長又は課長代理等に直屬し直屬の部下を有する 者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級 専門職(3級)
技 術 主 任		35.7	363,699	308,691	55,008	(1級、2級、一部は3級)
技 術 係 員		31.1	319,789	270,914	48,875	(1級)

(注) 「備考」欄の( )内は、行政職給料表(一)の対応級である。